



令和元年度 公益活動事業補助金交付申請書

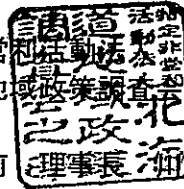
令和元年7月16日

北広島市長 様

(申請者)

団体名

特定非営利活動
北海道地域政策調査会



代表者の役職名・名前

村 喜 芳



北広島市公益活動事業補助金交付事務要領第2条の規定により、補助金の交付を受けたいので、関係書類を添えて申請します。

なお、当該申請書記載事項について公開することを承諾します。

記

1 事業の名称

胆振東部地震に学ぶ学校の「減災教育と災害対応」に関する事業

2 希望するコース（どちらかを選択し、□にチェック（✓）をしてください。）

テーマ設定型事業コース（3分の2助成、上限40万円、千円未満切捨）

自由提案型事業コース（2分の1助成、上限20万円、千円未満切捨）

3 申請事業費の総額・補助金申請額

申請事業費の総額 517,000 円 補助金申請額 344,000 円

4 申請事業の内容

事業計画書（第2号様式）の通り

添付書類

- 1 事業計画書（第2号様式）
- 2 事業収支予算書（第3号様式）
- 3 補助金等交付申請額算出調書（第3号様式の2）
- 4 経費の配分調書（第3号様式の3）
- 5 団体の概要書（第4号様式）
- 6 役員及び会員名簿（第5号様式）
- 7 定款、規約又は会則等（法人にあっては財務諸表）
- 8 前年度の活動報告書及び収支決算書
- 9 日頃の活動内容がわかるもの（会報、新聞切抜、活動の写真等）

補助申請事業計画書

- テーマ設定型事業コース
自由提案型事業コース

1 事業の名称

胆振東部地震に学ぶ学校の「減災教育と災害対応」に関する事業

2 事業分野

学校における災害対応、地域の安全、子供の健全育成をはかる事業分野

3 事業概要

※現状と課題を踏まえた事業目的及び市民にとっての事業効果について簡潔に記載してください。

「平成」は幕を閉じたが、日本、北海道において、この時代多くの自然災害に見舞われたことを忘れることはできない。

その中でも、平成5年7月12日北海道南西沖地震、平成12年3月31日有珠山噴火災害、平成30年9月7日胆振東部地震の3つの地震・噴火災害は、道民生活に大きな損害を与えた。また、平成7年1月17日の阪神・淡路大震災、平成23年3月11日の東日本大震災の二つの大震災は、日本中に大きな損害を与えた。

特に東日本大震災は、日本周辺における我が国観測史上最大の地震で、東北地方太平洋沖地震による災害およびこれに伴う福島第一原子力発電所事故が相まって、今なお被災地に大きな爪痕を残し、全国的にも影響を残している。

道内の3つの災害では、いずれも発生時が、未明であったり、休業期間中であったが、時間帯によっては、学校において児童、生徒、幼児に多大な被害が出た可能性がある。

阪神・淡路大震災も未明の発生であったが、東日本大震災では、学校においても多くの痛ましい犠牲が在ったことは脳裏を離れない。

防災・減災は全ての人々、団体が、日頃から心がけるべきことはもちろんであるが、病院、学校といった社会的弱者を抱える組織は、その命を守るため、より以上の対応が求められる。

特に平成7年の阪神・淡路大震災において、学校は地域コミュニティの中核として大きな役割を果たし、避難所として使用された学校では、教職員が救援活動に従事するなど避難所運営においても重要な役割を担った。

これ以降、学校・教育委員会等の防災体制・学校施設の防災機能・耐震性や防災教育の在り方等が見直され、防災機能の強化が図られていった経緯もある。

今や学校は、何より大事な子ども達の安全確保の砦としてばかりでなく、地域のコミュニティの核として地域防災の上からも多くの期待が寄せられている。

今や、災害は、「忘れないうちにやってくる」と考えておかなければならない。

地震国日本において、地震を避けることはできず、また予知も極めて困難である。

まだ生々しい胆振東部地震学校における実際の防災・減災対応は、どのようなものであったか、児童生徒の安全確保のためにどのような苦労があったか、日頃の減災教育は役立ったか、防災計画どおりの対応ができたか、また、学校施設や教育活動、避難所運営などについて問題はなかったか、地震と風水害、雪害等の複合災害も考えられるので、さらに改善を図るべき点はないかな

ど、次により、基調講演、パネルディスカッションを開催して、関係者の生の声をうかがいながら、「実践的、体験的な減災教育、災害対応」について、議論を深め各種災害に備えたい。

シンポジウム開催を提案した「胆振東部地震 に学ぶ学校の「減災教育と災害対応」について

◇開催時期

2018年(平成30)9月7日胆振東部地震で、北広島市大曲並木地区などにおいて地盤災害によるおおきな被害があったのを契機に、次の日程により、全市的な集会を開催する。

- ・2019年9月21日(土) 又は、2019年9月28日(土) (1日間、2会場)

◇開催会場

- ・第1会場 ○北広島市芸術文化ホール(活動室) 予定
(北広島市中央6丁目2番地1)

- ・参集対象

北広島団地地区及び東部地区の、小学生高学年(4年生以上)及び中学生以上、教職員、市民など

- ・第2会場 ○ふれあい学習センター(夢プラザ) 予定
(北広島市大曲370番地2)

- ・参集対象

大曲地区及び西の里地区の、小学生高学年(4年生以上)及び中学生以上、教職員、市民など

◇参集人員(二会場とも)

100名～150名

◇市民公開講座の開催次第

- 開会

- 主催者挨拶

- 基調講演 ○大学教授又は厚真高校長

- パネルディスカッション

- ◇コメンテーター

- ・北海道教育庁石狩教育局の教育支援課長又は指導監

- ◇パネリスト

- ・厚真高校長
- ・中学校長代表
- ・小学校長代表
- ・父母代表など

- 質疑応答

- 閉会

4 過去に当該補助金の交付を受けて行った事業

過去に当該補助金を受けて行った事業はありません。

※過去に当該補助金を受けたことがある団体のみ記入してください。

実施年度	コース名・事業名	事業概要とその効果

補助申請事業収支予算書

1 収入の部

(単位：円)

科 目	積算内容	金額
市補助金		344,000円
自己資金		173,000円
収入合計		517,000円

2 支出の部

(単位：円)

科 目	積算内容	金額
報償金	講演講師3万円 コーディネーター 2万円 パネリスト (3人)、3万円	80,000円
旅費	講師旅費 16千円 コーディネータ2千円 パネリスト (3人) 48千円	66,000円
通信費	関係先文書発送料金10千円 関係先電話料金10千円	20,000円
消耗品費	PCインク代20千円 事務用品50千円	70,000円
印刷製本費	関係先案内文書印刷40千円 チラシ印刷(1万枚・155千 円 当日配布レジメ5千円	200,000円
役務費	ゴミ処分(2会場)10千円	10,000円
備品費	プリンター購入50千円	50,000円

	食糧費	弁当代(5人)5,000円	5,000円
	賃金	当日受付等(2人・2会場)16千円 2会場、受付、会場管理、後片付け	16,000円
	支出合計		517,000円

※記入例

・積算内容には次のように記載してください。

(収入) 入場料などの受益者負担がある場合 ○○入場料1,000円×50名=50,000円

(支出) 講師謝礼金 ○○セミナー講師20,000円×2名=40,000円

・科目には次のように記載してください。

(収入) 市補助金、事業収入、会費、寄付金など

(支出) 賃金、報償費、旅費、消耗品費、印刷製本費、役務費など

※団体の経常的な活動に要する人件費、交際費、飲食費及び事務所賃借料などは補助対象外となります。

ただし、講演会等の会場整理アルバイト賃金及び会場借り上げ料など補助対象事業に直接要するものは対象となります。

また、テーマ設定型事業に限り、事業実施に必要な備品購入費も補助対象となります。(補助上限5万円)

補助金等交付申請額算出調書

(単位:円)

区 分	補助事業等に要する経費			補助事業等に関する生ずる寄附金その他の収入	差引所要額 (A-B)	補助対象経費	補助基準により算出した額	補助基本額	補助率	補助金等交付申請額 (F×G)	備 考
	単価	数量	金額								
			A	B	C	D	E	F	G	H	
報償費			80,000	0	80,000	80,000		80,000	2/3	53,334	
旅 費			66,000	0	66,000	66,000		66,000	2/3	44,000	
通信費			20,000	0	20,000	20,000		20,000	2/3	13,333	
消耗品費			70,000	0	70,000	70,000		70,000	2/3	46,666	
印刷製本費			200,000	0	200,000	200,000		200,000	2/3	133,333	
役務費			10,000	0	10,000	10,000		10,000	2/3	6,666	
備品費			50,000	0	50,000	50,000		50,000	2/3	33,333	
食糧費			5,000	0	5,000	5,000		5,000	2/3	3,333	
賃 金			16,000	0	16,000	16,000		16,000	2/3	10,666	
合 計			517,000	0	517,000	517,000		517,000	2/3	344,000	

注1 「区分」欄には、細分された項目等当該補助事業等において区分すべきこととされている事項を記載してください。

2 「補助事業等に要する経費」欄には、当該補助事業等に係る経費の総額を記載するものとし、「単価」「数量」欄が不要のときは斜線で抹消してください。

3 「補助事業等に関して生ずる寄附金その他の収入」欄には、補助基本額の算出にあたり寄附金その他の収入を控除すべきこととされている補助金等の交付を申請する場合に使用してください。

4 「補助対象経費」欄には、当該補助事業等のうち補助の対象となる部分に限る経費の額を記載してください。

5 「補助基準により算出した額」欄には、補助基準(額)が定められているときはその基準により算出した額を記載し、補助基準が定められていないときは斜線で抹消してください。

6 「補助基本額」欄には、当該補助金等の算出の基礎となるべき額を記載してください。

7 定額補助の場合は、「補助率」欄を斜線で抹消してください。

経費の配分調書

(単位:円)

区 分	補助事業等に要する経費	負 担 区 分			備 考	
		市費補助金等		自 己 負担額		そ の 他
		申請額	他の補助金等			
報償費	80,000	53,333	/	16,667		
旅費	66,000	44,000	/	22,000		
通信費	20,000	13,333	/	6,667		
消耗品費	70,000	46,667	/	23,333		
印刷製本費	200,000	133,333	/	66,667		
役務費	10,000	6,667	/	3,333		
備品費	50,000	33,333	/	16,667		
食糧費	5,000	3,333	/	1,667		
賃金	16,000	10,666	/	5,334		
			/			
			/			
			/			
			/			
			/			
			/			
			/			
			/			
			/			
			/			
合 計	517,000	344000	/	173,000		

注1 「区分」欄には、経費名又は細分された項目など補助事業等において区分すべきこととされている事項を記載してください。

2 「負担区分」欄中「市費補助金等」欄には、区分ごとの交付申請額を記載してください。

3 「負担区分」欄中「その他」欄には、補助事業等に要する経費のうち市費補助金等及び自己負担額以外で支弁する経費(寄付金、収入等)があるときは、その金額を記載し、その内容を「備考」欄に記載してください。

4 「備考」欄には、必要に応じ積算の基礎その他必要な事項を記載してください。

団体の概要書

団体の名称	(ふりがな) (とくていひえいりかつどうほうじん ほっかいどうちいきせいさくちょうさかい) 特定非営利活動法人 北海道地域政策調査会
団体所在地	〒061-1132 北広島市北進町1丁目5番地1 ロイヤルシャトー北広島 N-807
代表者氏名	(ふりがな) (かわむら きよし) 理事長 川村 喜芳
活動開始年月日	平成24年5月31日付で、札幌市長から認証されて活動し、その後、平成27年10月27日付で北海道北広島市に事務所を移転して活動し、現在に至っている。
構成員数	会員数 20 人 (うち役員数 6人)
団体の目的	<p>この法人は、北海道がかかえている保健医療又は福祉の増進を図る活動、まちづくりの推進を図る活動、環境の保全を図る活動、人権の擁護又は平和の推進を図る活動、国際協力の活動、子どもの健全育成を図る活動、経済活動の活性化を図る活動を行い、これらの目的を達成するための事業を行う。</p> <p>なお、様々な政策課題については、その解決の主体者たる道民や地域とともに調査研究その他の諸活動を推進することを通し、道民生活の向上と自主・自律の北海道の創造に寄与することを目的とする。</p>

<p>活動内容、 主な活動実績 (過去3年以内)</p>	<p style="text-align: center;">「2018年度(平成30年度)の事業」</p> <p>1. 特定非営利活動に係る事業の実施</p> <p>①「種子法の廃止と北海道の新しい農業政策に関する対策会議及び政策提言の資料作成」に関する事業</p> <p>②「いじめの現状と課題、スクールカウンセラーなどの拡充」に関する事業</p> <p>③「街づくりと北海道日本ハムファイターズのボールパーク構想に関する市民公開講座によるシンポジウム開催と政策提言資料作成」に関する事業</p> <p>④「ムスリム(イスラム教徒)と北海道観光の課題」に関する事業</p> <p>2. 助成事業の実施</p> <p>①街づくりと北海道日本ハムファイターズのボールパーク構想に関して、市民公開講座によるシンポジウムを開催し、参加者で討論した。</p>
	<p style="text-align: center;">「2017年度(平成29年度)の事業」</p> <p>1. 特定非営利活動に係る事業の実施</p> <p>①農産物のグローバル化と北海道農業に関する事業</p> <p>②高校から大学への進学に関する現状と課題、連携に関する事業</p> <p>③高齢化とまちづくりに関する事業</p> <p>④北海道の周産期医療の現状と課題、今後の在り方に関する事業</p> <p>2. 編集・出版事業の実施</p> <p>①民主議員ネット・北海道の春期政策研修会の講演についての企画、機関誌「連ren」の編集及び出版に関する事業を受託した。</p>
	<p style="text-align: center;">「2016年度(平成28年度)の事業」</p> <p>1. 特定非営利活動に係る事業の実施</p> <p>①北海道の生涯学習(教育)の在り方に関する事業</p> <p>②TPP 問題と北海道農業についての事業</p> <p>③男女平等参画社会の更なる前進に向けての事業</p> <p>④北海道の空港に関する事業</p> <p>2. 助成事業の実施</p> <p>①公益財団法人北海道地域活動振興協会から「男女平等参画社会の更なる前進に向けて」に関して、市民公開講座によるシンポジウムを開催するなどが評価されて、地域活動実践団体として地域協働・連携活動支援事業から助成金を受けた。</p>
	<p>3. 編集・出版事業の実施</p> <p>①民主議員ネット・北海道の春期及び秋期政策研修会の各講演についての企画、機関誌「連ren」の編集及び出版に関する事業を受託した。</p>
	<p>4. その他</p> <p>①TPP(環太平洋連携協定)と北海道の農業政策に関するアンケート調査に関する事業</p>

年間予算	600,000円		
担当者 連絡先	(ふりがな) さわおかのぶひろ 氏名 澤岡 信廣	役職	専務理事
	住所 [REDACTED]		
	電話番号 [REDACTED]		
	FAX [REDACTED]		
	E-mail [REDACTED]		
URL アドレス なし			

特定非営利活動法人北海道地域政策調査会定款

第1章 総則

第1条 (目的)

この法人は、北海道がかかえている様々な政策課題について、その解決の主体者たる道民や地域とともに調査研究その他の諸活動を推進することを通し、道民生活の向上と自主・自律の北海道の創造に寄与することを目的とする。

第2条 (名称)

この法人は、特定非営利活動法人北海道地域政策調査会と称する。

第3条 (事業)

この法人は特定非営利活動促進法（以下「法」という。）の別表における保健、医療又は福祉の増進を図る活動、まちづくりの推進を図る活動、環境の保全を図る活動、人権の擁護又は平和の推進を図る活動、国際協力の活動、子どもの健全育成を図る活動、経済活動の活性化を図る活動を行い、第1条の目的を達成するため、次の事業を行う。

(1) 特定非営利活動に係る事業

- ①政策調査研究事業の推進
- ②調査研究活動に係るプロジェクトの設置、運営
- ③調査研究活動に係るフォーラムの企画、運営、開催及び支援
- ④調査研究活動に係る会議の企画、運営及び開催
- ⑤個人、団体等への助言及び情報の提供
- ⑥機関誌及び調査研究報告書の発行
- ⑦その他この法人の目的を達成するために必要な事業

(2) その他の事業

- ①物品の斡旋及び販売
- ②役務の提供

2. その他の事業は、特定非営利活動に係る事業に支障のない限り行うことができるものとし、収益が生じたときは、これを特定非営利活動に係る事業のために使用する。

第4条 (事務所)

この法人は、事務所を北広島市に置く。

第2章 会 員

第5条 (会員の種類)

この法人の会員は、次の2種とし、正会員を法上の社員とする。

- (1) 正会員 この法人の目的に賛同して加入した個人、法人及び任意の団体
- (2) 賛助会員 この法人の目的に賛同して加入した事業に協力する個人、法人及び任意の団体

第6条（加入）

この法人に、会員として加入しようとする者は、理事長が別に定める入会申込書により理事長に申し込むものとする。

2. 加入の承認は、理事会が行う。

第7条（会費）

会員は、会費を納入しなければならない。ただし、理事会が認めたものについては、この限りでない。

2. 会費の種類、金額、納入方法等は、総会の決議を経て別に定める。

第8条（会員の資格喪失）

会員が次の各号の一に該当する場合には、その資格を喪失する。

- (1) 脱退したとき。
- (2) 死亡し、若しくは失踪宣告を受け、又は会員である団体が消滅したとき。
- (3) 1年以上会費を滞納したとき。
- (4) 除名されたとき。

第9条（脱退）

この法人を、脱退しようとする者は、脱退届を理事会に提出することにより、任意に脱退することができる。

第10条（除名）

会員が次の各号の一に該当する場合には、総会において出席した正会員の3分の2以上の決議に基づき、除名することができる。この場合、その会員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) この法人の定款又は規則に違反したとき。
- (2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。

第11条（会費等の不返還）

会員が既に納入した会費その他の拠出金品は、返還しない。

第3章 役員等

第12条（役員）

この法人に次の役員を置く。

- (1) 理事 3名以上10名以内
 - (2) 監事 1名以上2名以内
2. 理事のうち、1名を理事長とする。
 3. 理事のうち、副理事長2名以内をおくことができる。
 4. 理事のうち、専務理事又は常務理事1名をおくことができる。

第13条（役員を選任）

- 役員は、総会において選出する。選出の方法は、総会の議決を経て別に定める。
2. 理事長、副理事長及び専務理事又は常務理事は、理事の互選により決定する。
 3. 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは3親等以内の親族が1人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び3親等以内の親族が役員の総数の3分の1を超えて含まれることになってはならない。
 4. 監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねることができない。

第14条（役員職務）

- 理事長は、この法人を代表し、その活動を取りまとめる。
2. 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故あるとき又は欠けたときは、あらかじめ定めた席次の順に従いその職務を代行する。
 3. 専務理事又は常務理事は、理事長及び副理事長を補佐して、日常の業務を執行し、理事長及び副理事長に事故あるときは、その職務を代行する。
 4. 理事は、業務を執行する。
 5. 監事は、法第18条に定める職務を行う。

第15条（役員任期）

- 役員任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。
2. 前項の規定にかかわらず、後任の役員が選任されていない場合は、役員任期は、任期の末日後最初に開催された社員総会の終結のときまでとする。
 3. 補欠又は増員による役員任期は、前任者又は現任者の残任期間とする。
 4. 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

第16条（役員解任）

役員が次の各号の一に該当する場合は、総会において出席した正会員の3分の2以上の議決に基づいて解任することができる。この場合、その役員に対し、議決する前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) 心身の故障のため職務の執行に堪えられないと認められるとき。
- (2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があると認められるとき。

第17条（役員報酬）

役員には、報酬を支給しない。ただし、常勤の役員には、役員総数の3分の1以下の範囲内で、総会の議決により報酬を支給することができる。

2. 役員には費用を弁償することができる。
3. 前2項に関し必要な事項は、総会の議決を経て、理事会が別に定める。

第18条（事務局）

この法人に事務局を設けることができる。

2. 事務局に職員を置く場合、理事長がこれを任免する。
3. 事務局の運営及び職員に関する必要な事項は、理事会の議決を経て別に定める。

第4章 会議

第19条（種別）

この法人の会議は、総会及び理事会とし、総会は、通常総会及び臨時総会とする。

第20条（構成）

総会は、正会員をもって構成する。

2. 理事会、理事をもって構成する。

第21条（権能）

総会は、この定款で別に定めるもののほか、事業・活動計画、事業・活動報告及び収支決算、その他この法人の運営に関する重要な事項を議決する。

2. 理事会は、この定款で別に定めるもののほか、次に掲げる事項を議決する。

- (1) 総会の議決した事項の執行に関する事項
- (2) 理事会として総会に付議する事項
- (3) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

第22条（開催）

通常総会は、毎年1回開催する。

2. 臨時総会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 理事会が必要と認めるとき。
- (2) 正会員の3分の1以上の者から会議の目的たる事項を示して請求があるとき。
- (3) 法第18条第4号に定めるところにより監事が招集するとき。

3. 理事会、次のいずれかの場合に開催する。

- (1) 理事長が必要と認めるとき。
- (2) 理事の3分の1以上の者から会議の目的たる事項を示して請求があるとき。
- (3) 監事から会議の目的たる事項を示して請求があるとき。

第23条（招集）

会議は、前条第2項第3号に定める場合を除き、理事長が招集する。

2. 理事長は、前条第2項第1号及び第2号に定める場合には、請求の日から30日以内に会議を招集しなければならない。前条第3項第2号及び第3号に定める場合には、請求の日から14日以内に会議を招集しなければならない。

3. 会議を招集する場合は、正会員又は理事（以下「構成員」という）に対し、会議の日時、場所及び目的たる事項を記載した書面又は電子メールをもって、少なくとも7日前までに通知しなければならない。

第24条（議長）

総会の議長は、その総会において、出席した正会員の中から選出する。理事会の議長は、理事の中から選出する。

第25条（定足数）

会議は、構成員の総数の2分の1以上の出席がなければ開会することができない。

第26条（議決）

会議の議事は、この定款で別に定める場合を除き、出席した構成員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

第27条（表決等）

やむを得ない理由のため会議に出席できない構成員は、あらかじめ通知された事項について、書面又は電子メールをもって表決し、又は他の出席構成員を代理人として表決を委任することができる。

2. 前項の場合において、書面又は電子メールによる表決者又は表決の委任者は、会議に出席したものとみなす。

第28条（議事録）

会議を開会したときは、次に掲げる事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 会議の日時及び場所
- (2) 構成員の総数
- (3) 会議に出席した構成員の数及び、理事会にあってはその氏名（書面又は電子メールによる表決者及び表決の委任者を含む。）
- (4) 審議事項
- (5) 議事の経過及び議決の結果
- (6) 議事録署名人の選任に関する事項

2. 議事録には、議長及び出席した構成員の中からその会議において選任された議事録署名人2名以上が署名又は記名押印しなければならない。

第5章 顧問及び参与

第29条（顧問及び参与）

この法人に顧問及び参与を置くことができる。

2. 顧問及び参与に関する事項は、理事会の議決を経て別に定める。

第6章 資産及び会計

第30条（資産の構成）

この法人の資産は、次に掲げるものをもって構成する。

- (1) 会費
- (2) 寄附金品
- (3) 財産から生ずる収入
- (4) 事業に伴う収入
- (5) その他の収入

第31条（資産管理）

この法人の資産は、理事会の議決に基づいて、理事長がこれを管理する。

第32条（経費の支弁）

この法人の経費は、資産をもって支弁する。

第33条（会計及び収支決算）

この法人の会計は、法第27条各号に掲げる原則に従って行うものとする。

2. 収支決算は、毎事業年度終了後、速やかに理事長が作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経なければならない。

第34条（事業年度）

この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

第35条（その他の事業の会計）

その他の事業の会計は、特定非営利活動に係る事業に関する会計と区分処理を行う。

第7章 解散及び定款の変更

第36条（解散及び残余財産の処分）

この法人は、総会の議決による解散をするときは、総会において正会員総数の3分の2以上の承諾を得て、解散することができる。残余財産については、法第11条第3に掲げる者のうち、総会で議決した者に譲渡する。

第37条（定款の変更）

この定款は、総会において出席正会員の3分の2以上の同意を得、変更することができる。この場合、法第25条第3項に規定する軽微な事項を除き、所轄庁の認証を受けて効力を得る。

第8章 雑則

第38条（公告）

この法人の公告は、事務所の掲示場に掲示して行うとともに、インターネットホームページ及び官報に掲載して行う。

第39条（雑則）

この定款の施行について必要な事項は、この定款で定めるものを除き、理事会の議決を経て別に定める。

附 則

1. この定款は、この法人の成立の日から施行する。
2. この法人の設立当初の役員は、設立総会において定める別紙役員名簿の通りとし、その任期は、第15条第1項の規定にかかわらず、第1回通常総会までとする。
3. この法人の設立当初の事業年度の事業・活動計画及び収支予算は、この定款の

- 定めにかかわらず、設立総会の定めるところによる。
4. この法人の設立当初の事業年度は、成立の日から2013年3月31日までとする。

附 則

この定款は、平成27年10月26日から施行する。

平成30年度の事業報告書

平成30年4月1日から平成31年3月31日まで

特定非営利活動法人 北海道地域政策調査会

1 事業の成果

平成24年5月31日付で、札幌市長から認証され、その後、平成27年10月27日付で北海道北広島市に事務所を移転した「特定非営利活動法人北海道地域政策調査会」は、平成30年度の事業として、以下の事業活動を行った。

活動の主な概要は、ホームページに掲載している。

2 事業の実施に関する事項

(1) 特定非営利活動に係る事業の実施

1) 政策調査・研究事業の推進に関して、①～④のテーマに関する調査を受託し、調査研究活動を実施した。

① 「種子法の廃止と北海道の新しい農業政策に関する対策会議及び政策提言の資料作成」について

◇受託先 北海道議会民主・道民連合議員会

◇内容 種子法の廃止と北海道の新しい農業政策に関する対策会議及び政策提言の資料の作成・取りまとめ

◇受託期間 平成30年6月5日～平成30年9月20日

◇成果品 平成30年度政策提言報告書

◇事業費 600千円

② 「いじめの現状と課題、スクールカウンセラーなどの拡充」に関して

◇受託先 北海道議会民主・道民連合議員会

◇内容 いじめの現状と課題、スクールカウンセラーなどの拡充に関して、市民公開講座によるシンポジウムの開催と政策提言資料の作成・取りまとめを行った。

◇受託期間 平成30年6月5日～平成30年10月15日

◇成果品 平成30年度政策提言報告書

◇事業費 700千円

③ 「街づくりと北海道日本ハムファイターズのボールパーク構想に関する市民公開講座によるシンポジウムの開催と政策提言資料作成」について

◇受託先 北海道議会民主・道民連合議員会

◇内容 「街づくりと北海道日本ハムファイターズのボールパーク構想に関する市民公開講座によるシンポジウムの開催と政策提言資料の作

成・取りまとめを行った。

- ◇受託期間 平成30年6月5日～平成31年1月16日
- ◇成果品 平成30年度政策提言報告書
- ◇事業費 600千円

④「ムスリム(イスラム教徒)と北海道観光の課題」について

- ◇受託先 北海道議会民主・道民連合議員会
- ◇内容 ムスリム(イスラム教徒)と北海道観光の課題について、市民公開講座によるシンポジウムの開催と政策提言資料の作成と取りまとめを行った。
- ◇受託期間 平成30年6月5日～平成31年3月29日
- ◇成果品 平成30年度政策提言書
- ◇事業費 600千円

2) 助成事業の実施について

- ◇助成事業先 公域財団法人北海道地域政策活動振興協会からの助成事業として
- ◇内容 街づくりと北海道日本ハムファイターズのボールパーク構想に関して、市民公開講座によるシンポジウムを開催し、参加者で討論した。
- ◇受託期間 平成30年8月4日～平成31年3月31日
- ◇成果品 平成30年度の政策提言書により報告
- ◇助成費 250千円

3) 政策プロジェクトの設置と運営に関する諸活動

政策調査・研究事業を推進するため、これまでの各種事業に関わった学識経験者や専門家などから助言・協力を得るための機関として「政策アドバイザー会議」を設置している。

平成30年4月から平成31年3月までも、いろいろな政策の現状等を調査するとともに、調査内容について、平成31年度末まで、各テーマ毎のシンポジウム開催に当たって企画、その在り方、基調講演及びパネルディスカッションの出演者の紹介、助言を政策提言に反映している。

(2) その他の事業

特に、「実施しなかった」

第2号議案 2018年度収支決算書

2018年4月1日から2019年3月31日まで

特定非営利活動法人 北海道地域政策調査会

単位:円

科 目	予算額	決算額	備 考
I 収入の部			
1. 会費収入	500,000	270,000	・個人会員 27人、39口、195,000 ・団体会員 4団体、16口、80,000
2. 寄附金収入	3,000,000	0	
3. 事業収入	1,500,000	2,750,000	政策調査受託事業、編集出版受託事業等
4. 雑 収 入	0	536,318	運転資金借入金、利息、その他
5. 前期繰越金		236,609	
当期収入合計(A)	5,000,000	3,792,927	
II 支出の部			
1. 事業費	3,700,000	2,795,776	
1) 調査研究費	3,000,000	2,795,776	調査・研究委託費、人件費、交通費、会場費等
2) 政策プロジェクト運営費	100,000	0	研究会運営費等
3) 政策フォーラム開催費	100,000	0	
4) 編集出版事業費	400,000	0	民主議員ネット研修報告書編集・印刷等
5) その他事業費	100,000	0	
2. 管理費	1,300,000	957,202	
1) 事務所費	360,000	0	
2) 事務管理費	60,000	1,705	錆止め等、
3) 通信費	80,000	94,070	郵送・電話料金等
4) 備品費	100,000	100,641	パソコン・付属品購入費等
5) 消耗品費	30,000	56,638	事務用品費等
6) 会議費	100,000	163,176	会場費等
7) 広報費	300,000	73,000	ホームページ更新費等
8) 渉外費	50,000	10,000	
9) 旅費交通費	100,000	140,080	事務所往復交通費、駐車場代
10) 設立準備費	50,000	0	
11) 雑 費	70,000	317,892	運転資金返済金、諸雑費
当期支出合計(B)	5,000,000	3,752,978	
当期収入差額(A)－(B)	0	39,949	
次期繰越金	0	39,949	